

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

○県有地の売却に関する入札公告 (管財課)	一	○宅地建物取引業法に基づく聴聞 (開発指導課)	三
○市民管理協定の認定 (みどり自然課)	二	○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課)	四
○川島町営土地改良事業小見野地区(基盤整備促進事業(農道)の計画変更の同意 (東松山農林)	二	○建築基準法第六条第一項第四号の確認を要する区域の指定の変更 (飯能県土)	四
○保安林の指定の解除 (森づくり課)	二	○開発行為に関する工事の完了公告 (秩父県土)	四
○雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)	三	○一般国道百四十号の供用の開始 (行田県土)	四
○草加都市計画事業三郷インターA地区土地区画整理事業の事業計画の変更認可 (市街地整備課)	三	○県道川越栗橋線の区域の変更 (杉戸県土)	五

埼玉県告示第二百十四号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年二月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 入札内容

イ 件名

土地の売却

ロ 物件の表示

物件番号 六十五

川越市三光町七番一	所在	地目	地積(平方メートル)
		宅地	二七〇・四三

二 競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に該当する者は、入札に参加できない。

三 契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所、入札参加申込みの場所並びに問い合わせ先

郵便番号三三〇―九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県総務部管財課公有財産担当 平井、若林

電話〇四八―八三〇―二五九〇(直通)

四 入札手続等

イ 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、平成二十年三月三日(月)から同月七日(金)までの午前十時から午後四時までの間(正午から午後一時までの間を除く)に申込みをしなければならない。

なお、郵送による申込みは受け付けない。

ロ 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時

平成二十年三月十三日(木) 午前十時三十分

締切後開札

(2) 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十四番二十一号 職員会館四階四〇二

告示

会議室

- ハ 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- ニ 入札保証金

入札参加者の見積もる契約金額の百分の五以上の額（銀行振出の小切手により納付すること。）

ホ 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札参加要領に違反した入札は無効とする。

ヘ 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。

埼玉県告示第二百五十五号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第十九条第一項の規定に基づき、市民管理協定の認定をしたので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十年二月十九日

埼玉県知事 上田清司

- 一 認定市民管理協定の名称
川田谷栗原市民緑地市民管理協定
- 二 認定市民管理協定の目的となる緑地の区域
桶川市大字川田谷字栗原四二六一番一、四二六二番一、四二六三番及び四二六四番
- 三 認定市民管理協定区域内の緑地の管理の方法
- イ 協定区域内における森林の整備又

（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第十九条第一項の規定に基づき、市民管理協定の認定をしたので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十年二月十九日

埼玉県知事 上田清司

- 一 認定市民管理協定の名称
川田谷武城市民緑地市民管理協定
- 二 認定市民管理協定の目的となる緑地の区域
桶川市大字川田谷字武城五八一一番

三 認定市民管理協定区域内の緑地の管理の方法

イ 協定区域内における森林の整備又

は景観の整備をするために必要な樹木の枝打ち、枯損した木竹の伐採、倒木の除去、下草刈りその他荒廃した緑地を良好な状態に回復させ、維持するために必要な行為

ロ 協定区域内における緑地保全のための研修

ハ 協定区域内における自然観察及び環境教育

四 認定市民管理協定の有効期間

平成二十年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで

五 認定市民管理協定の認定年月日

平成二十年一月三十一日

埼玉県告示第二百十六号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、比企郡川島町長からの協議に係る次の土地改良事業の計画変更平成二十年二月八日に同意した。

平成二十年二月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

川島町営土地改良事業小見野地区（基盤整備促進事業（農道））

二 地区の所在地

川島町小見野地内

埼玉県告示第二百十八号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年二月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 解除に係る保安林の所在場所

入間市大字新光一六六の一

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

埼玉県告示第二百十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十年二月十九日

埼玉県知事 上田清司

- 一 解除に係る保安林の所在場所
比企郡ときがわ町大字玉川字日野原
- 三の一、二二の二、二二の三、二二の四

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

埼玉県告示第二百二十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十年二月十九日

埼玉県知事 上田清司

- 一 許可番号
第二〇〇七一一一号
- 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域
北葛飾郡杉戸町大字本郷字東中五〇
- 一一一、八

三 雨水流出抑制施設の容量
容量 二七九〇・〇立方メートル

埼玉県告示第二百二十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)第三十九条第一項の規定により、土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十年二月十九日

埼玉県知事 上田清司

- 一 組合の名称
三郷市三郷インターA地区土地区画整理組合
- 二 事業施行期間
平成十一年二月二十六日から
平成二十五年三月三十一日まで

三 施行地区

三郷市泉、彦川戸二丁目、天神二丁目、
天神二丁目、彦野二丁目、彦倉二丁目、
上口二丁目及び上口三丁目の各一部

四 事務所所在地

三郷市泉九十番地

五 設立認可の年月日

平成十一年二月二十六日

六 変更認可の年月日

平成二十年二月十九日

埼玉県告示第二百二十二号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条の規定による処分に係る公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十年二月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	平成二十年二月二十七日 午後二時二十分	被聴聞者の商号又は氏名	アオイ商事 代表 會田 孫一	被聴聞者の住所又は主たる事務所の所在地	越谷市東越谷二丁目十五番七号
-------	------------------------	-------------	-------------------	---------------------	----------------

二 聴聞の場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号
埼玉教育会館 三〇一会議室

埼玉県告示第二百二十三号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十八条の規定による処分に係る公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十年二月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	平成二十年二月二十七日 午後一時三十分	被聴聞者の商号又は氏名	関 晋一	被聴聞者の住所又は主たる事務所の所在地	埼玉県熊谷市平戸千五百番地七
-------	------------------------	-------------	------	---------------------	----------------

二 聴聞の場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号
埼玉教育会館 三〇一会議室

埼玉県告示第二百二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年二月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年一月二十四日

指令杉整第一九〇〇二九一号

二 検査済証番号

平成二十年二月十三日第四百号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字本郷字東中五〇

一一一、五〇一一八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都北区王子一丁目九番五号

日本製紙木材株式会社

代表取締役 岩瀬 正廣

埼玉県告示第二百二十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年二月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年五月二十一日

指令杉整第一九〇〇二二〇号

二 検査済証番号

平成二十年二月十三日第五百号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字東大輪字北前四

三六一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久喜市中央四丁目九番五号

株式会社 カクダイ建築設計研究所

代表取締役 蓮実 久司

埼玉県告示第二百二十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年二月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年二月五日

指令行整第一八〇〇九五一号

二 検査済証番号

平成二十年二月十四日第六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字間口字本田一

〇七六番四 外三四筆、字広畑七二三

番 外八筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡大利根町豊野台二丁目七一

七番地六号

株式会社 キャステック

代表取締役 飯島 雷治郎

埼玉県告示第二百二十七号

平成八年埼玉県告示第四百三十七号(建築基準法第六条第一項第四号の確認を要する区域の指定について)の一部を次のように改正し、平成二十年十月一日から施行する。

平成二十年二月十九日

埼玉県知事 上田清司

二中「大字吾野、大字井上、大字上長

沢、大字北川、大字虎秀、大字坂石、大

字坂石町分、大字坂元、大字白子、大字

高山、大字長沢、大字平戸及び大字南川」

を「都市計画区域以外の区域」に改める。

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第九号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年二月十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成十九年八月十日

指令飯整第一九〇〇二〇〇号

二 検査済証番号

平成二十年二月十五日

飯整第一九〇〇五八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字市場字六本松一

〇〇八番四、一〇〇八番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂戸市大字石井二一九一番地一

メゾン・アンソレイユ一棟一〇二号

室

田口 裕規

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
百四十号	秩父郡皆野町大字皆野字稲穂山四〇四八番八地先から同郡同町大字皆野字大塚一五七番九地先まで	平成二十年二月十九日 十五時	平成五年十二月三日埼玉県告示第千六百五十二号で告示した一部の供用である。 延長二二〇・〇〇メートル

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十号

都市計画法(昭和四十二年法律第百

号)第二十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年二月十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 並木孝之

一 許可番号

平成二十年二月十二日

指令行整第一九〇〇四九一号

二 検査済証番号

平成二十年二月十二日第四十三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字北平野字上二

九三一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北埼玉郡大利根町大字砂原四

一八一三

株式会社ダイヤ観光開発

代表取締役 谷川 久良

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の

区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 榎本恵樹

一 道路の種類 県道

二 路線名 川越栗橋線

三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧	南埼玉郡菖蒲町大字下栢間字上在来九四九番三地先から同郡同町大字小林字森下二四二番一地先まで		一一・〇〇	三〇八・八七	交差点整備工事による
新			一一・〇〇		
			三三・五〇		
			二二・〇〇		
			三八・五七		

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六―二二九〇(代表)